

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第47期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

- ① 事業報告の「2. 会社の現況」のうち、「(4) 会計監査人の状況」、「(5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」及び「(6) 株式会社の支配に関する基本方針」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

石油資源開発株式会社

法令及び定款第17条の規定に基づき、当社ホームページ
(<http://www.japex.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様に
提供しているものであります。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

| | |
|-------------------------------------|-------|
| 当年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 68百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 93百万円 |

- (注) 1. 当社の国内子会社につきましても新日本有限責任監査法人が会計監査人となっております。なお、当社の重要な子会社のうち、Japan Canada Oil Sands Ltd.、Japex (U.S.) Corp.、JAPEX UK E&P Ltd.、JAPEX UK E&P CENTRAL Ltd.、JAPEX Montney Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社監査役会は、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積の算定根拠が適切であるかについて確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法等の法令に違反した場合、職務を怠った場合、その他会計監査人としてふさわしくない行為があったと判断される場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

- ⑥ 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分
金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の概要
- イ) 処分対象
新日本有限責任監査法人
- ロ) 処分内容
平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3ヶ月間の契約の新規の締結に関する業務の停止
- ハ) 処分理由
・社員の過失による虚偽証明
・監査法人の運営が著しく不当

(5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(業務の適正を確保するための体制)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備についての決定内容の概要是以下のとおりであります。

- ① 当社取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、取締役会規程及び取締役会決議基準のもと、各取締役がその責任と権限に基づき取締役会に付議、報告することにより取締役間の相互牽制を働かせるとともに、必要に応じ監査役が取締役会で意見を述べる。
- ② 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役会議事録、稟議書、各種契約書その他業務の執行状況を示す主要な文書を保存するものとし、詳細については、文書取扱規程による。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、与信管理規程、市場リスク管理・デリバティブ取引規程のほか各種緊急対策要領を再点検し、必要に応じてリスク管理の観点からマニュアル等を作成する。
- ④ 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、取締役会付議案件を事前に常務会で審議の上、原則として毎月取締役会を開催し、迅速な意思決定を行い、決裁・承認規程に基づく権限委譲により効率的に執行する。

- ⑤ 当社使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、各部署ごとに各種業務規程、マニュアルに基づく管理を行うとともに、監査室により内部統制の有効性を監査し、その結果を社長に報告する。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、子会社・関連会社管理規程や、グループ管理契約等を適切に運用することにより、子会社の内部統制システムの整備・運用やリスク管理を支援し、企業集団全体の業務の適正を確保する。子会社は、業種、規模等に応じて、前5項に規定した当社の体制に準ずる体制を整備・運用する。子会社の取締役等は、職務の執行状況につき、定期的にまたは隨時、当社に報告を行う。また、当社の監査室は、定期的に子会社の監査を行う。
- ⑦ 当社監査役会の職務を補助すべき使用人に関する事項
当社監査役会の求めにより、監査役会事務局として1名以上の使用人を指名する。
- ⑧ 前項の使用人の当社取締役からの独立性に関する事項
当該使用人の任命、異動等の人事権に関わる事項の決定には、当社監査役会の事前の同意を得る。
- ⑨ 当社監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社監査役会事務局に指名された使用人は、監査役会の指示に従い職務を遂行し、業務執行部門は当該使用人の職務遂行に協力する。
- ⑩ 当社取締役及び使用人並びに子会社取締役等が当社監査役に報告をするための体制
- (1) 当社取締役は、取締役会で月次の業務報告を行うとともに、稟議書を当社監査役に回付する。また、当社取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当社監査役に報告する。
 - (2) 子会社の取締役、監査役、使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当社監査役に報告する。また、職務の遂行に関し必要と認める事項についても、同様とする。

- ⑪ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及び子会社に適用される当該報告に関する取扱要領に、前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることはないことを定める。
- ⑫ 当社監査役の職務遂行について生ずる費用の前払または償還の手続、その他の当該職務について生ずる費用または債務の処理に係わる方針に関する事項
当社監査役は、職務の執行のために前払いが必要と認めた場合、緊急の必要により監査役が立替払いをした場合、または、その他職務に関する支払が必要となった場合は、事由、金額等を明記した書面に基づき、会社に支払または償還を求め、会社は支払、償還を行う。
- ⑬ その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社監査室及び会計監査人は当社監査役に対し定期的に情報を提供する。
- ⑭ 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを整備し、適正な運用を図るとともに、有効性の評価を行う。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

- ① 職務執行の適正性及び効率性の確保
当社の取締役会（当年度14回開催）は、現在、社外取締役3名を含む取締役16名で構成され、社外監査役2名を含む監査役4名も出席しております。当社の取締役会は、重要な業務執行の決定権を留保しているほか、代表取締役及び取締役会において担当職務を定めて指名された取締役または執行役員より業務執行状況の報告を受けており、取締役会議事録等は、出席者により確認の後、法令及び社内の規程に基づき保管されております。
また当社は、意思決定の迅速化の観点から、本社の取締役等で常務会（当年度24回開催）を構成し、取締役会の決議事項に属さない事項の意思決定を行うとともに、取締役会の意思決定に資するための議論を行っております。

② 監査役監査の実効性の確保

当社の監査役は、取締役会、常務会その他重要な会議への出席及び稟議書等の確認を行い、国内の各鉱業所、海外の事業拠点への往査を実施しております。さらに主要子会社への聞き取り調査、主要子会社監査役との定期的会合等で意見・情報収集を行っております。

当社では、監査役会の同意を得て職務を補助する使用人2名が指名され監査役の求めに応じ業務を行っており、監査役の職務における費用を全額償還しております。また、会計監査人や監査室は定期的に監査役と情報交換を行っております。

(注) 平成29年4月1日付の当社組織改編により、鉱業所は事業所に名称変更いたしました。

③ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正の確保

年間内部監査計画に基づき、監査室により当社及び子会社の内部監査を実施しております。監査結果については、社長宛報告の後、監査役に対しても報告され、必要に応じて是正措置をとっております。

当社及び子会社の財務報告に係る内部統制システム全般の整備・運用状況評価については監査室が実施しており、この評価については、会計監査人による内部統制監査に使用されるとともに当社監査役と共有されております。

当社は、子会社・関連会社管理規程に基づき、必要に応じて該当会社との間にグループ管理契約を締結し、経営内容をモニタリングするとともに、主要子会社に対しても当社常勤監査役及び監査室における監査を実施しております。

④ コンプライアンス

当社は、内部統制委員会規程に基づき、社長が指名する役員を委員長とする内部統制委員会を当年度は3回開催し、当社及び子会社における内部統制とコンプライアンス体制の構築及び検証並びに内部統制不備事例及びコンプライアンス違反事例についての調査、分析、是正策・再発防止策の協議等を行っております。

また、当社及び子会社の従業員向けにコンプライアンス遵守事項をまとめたマニュアルや事例形式による解説集を作成するとともに、コンプライアンス研修を隨時実施し、コンプライアンスに関する意識向上に努めております。

コンプライアンス遵守事項について報告・相談を受ける「報告・相談窓口」を設置しており、社内窓口のほかに、顧問弁護士による社外窓口を設けております。

⑤ リスク管理に対する取組み

当社は、事業投資に関する意思決定にあたり、各部門の担当取締役及び執行役員の責任において、事業投資リスク（計画、戦略、財務、与信に係るリスク）の検証を行った上で、常務会及び必要に応じて取締役会で機関決定を行っております。なお、特に重要な投資案件については、投資評価委員会において、リスクの検証や投資の妥当性の検証がなされ、案件の採択の可否及び条件等に関する意見を常務会に具申しており、さらに成立後の事業については、主要プロジェクトを中心としてプロジェクト総合管理委員会が進捗を定期的に把握し、必要に応じ総合的かつ全社的な対応策について検討しております。

このように段階を踏み、合議の上で事業投資が決定されており、事業投資の実行段階においても各種マニュアルを整備するなどして事業投資リスクを管理する仕組みを作っております。また、その他の事業リスクについても、内部統制委員会のほか全社横断的な委員会での審議や事業リスクを考慮したリスクマップの整備等を通じてリスク管理の強化等を図っております。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針

一 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事实上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、下記二1. に述べるような当社の企業価値の源泉を理解した

上で、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を執ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

二 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、昭和30年の創業以来、石油及び可燃性天然ガスの自給度の向上を主たる目的として事業を展開し、埋蔵量ゼロから出発し、順次新規油・ガス田の発見を重ねるなかで現在の経営基盤を確立し、石油・天然ガス資源の探鉱、開発、販売事業を中心的事業として営んでおります。

当社の企業価値の源泉は、石油・天然ガス資源に係る鉱区権益を自ら取得し、探査、採掘、販売までを一貫して行うビジネスモデルにあります。また、産業活動あるいは市民生活における血流とも言えるエネルギーの供給に携わる企業として、当社は、安定供給・安全操業の維持、確保という点においてきわめて重い責務を担うとともに、高い公共性を有する事業を行っております。

こうしたビジネスモデルは、当社が保有する、①高度な石油・天然ガス探査技術、②国内及び海外における油・ガス田開発技術及び操業ノウハウ、並びに、③国内における天然ガス輸送パイプラインネットワークの構築とこれを利用した長期・安定的な供給実績の積み重ねに基づく顧客・株主・地域社会等のステークホルダーとの信頼関係、などに裏打ちされたものであります。

新たな油・ガス田の探鉱から生産に漕ぎつけるまでには、10年以上の期間を要することも稀ではなく、長期的な視点に立った事業展開とともに、地球環境保全への配慮を通じた社会貢献が必要とされています。また、エネルギー資源の確保に関する国際競争の激化が予想される昨今の国際エネルギー情勢に鑑みれば、当社の事業の持続的な発展と企業価値の向上には、こうした当社の保有技術・ノウハウの向上や人材の確保、各ステークホルダーとの信頼関係の更なる強化を目指した取組みが必要不可欠であり、これがこれまでと同様、将来の当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。

2. 企業価値向上のための取組み

世界的な資源開発競争の激化や不安定なエネルギー価格動向のほか、国内天然ガス事業に係る一層の競争激化、環境問題への社会的意識の高まり等が想定されるとの認識のもと、当社は長期ビジョンとその達成に向けた平成27年度から平成31年度までの5年間を対象とした中期事業計画を策定いたしました。

これまでE&P（石油・天然ガスの探鉱・開発・生産）にほぼ特化してきた事業分野について、これを軸にしながら従来型のE&P事業に留まらない事業からの収益拡大を目指すという長期ビジョンのもと、E&P事業、国内天然ガス等供給事業、環境・新技術事業、CSR経営を柱にした事業展開を進め、それぞれに掲げる目標の達成によって企業価値のより一層の向上を図ります。

3. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、以上のような諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。また、当社は、効率性と透明性の高い経営を行うとともに、株主をはじめとするステークホルダーへの説明責任を果たすことによる信頼関係の構築が長期安定的な成長への道筋と捉え、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

まず、当社は、代表取締役及び取締役会において担当職務を定めて指名された取締役または執行役員が業務執行者となり、取締役会及び監査役（並びに全監査役で構成する監査役会）がその業務執行を監督する役割を負っております。

そして、取締役会の監督機能を強化するため、高い識見を有する独立性の高い社外取締役を3名選任しており、これらの社外取締役から議案、審議等につき積極的に発言がなされることにより、取締役会において活発な議論がなされております。また、社外取締役に十分に情報を提供し、その機能を適切に発揮していただくため、社長との定期的な意見交換会の開催、社外取締役共同執務室の設置及び秘書室による執務サポートなどを行うとともに、社外役員に対する取締役会議案の事前説明、社外役員間の情報や意見交換などを図る場として「社外役員連絡会」を設置しております。

監査役は、取締役会に出席するほか、常勤監査役がその他の重要会議に出席するとともに、業務を執行する各取締役または執行役員と隨時意見交換を行うことにより、監督機能を果たしております。また、内部監査として、監査室が、社長直轄のもと各部署における内部統制の実効性の検証を含め、法令及び社内諸規程の遵守その他適正な業務執行がなされているかの監査にあたっております。

一方、内部統制につきましては、内部統制委員会が主体となって、業務

の適正を確保するための体制の点検、整備を継続しております。

さらに、こうした経営機構上のコーポレート・ガバナンスに加えて、決算説明会の開催、ホームページの充実などのＩＲ活動により、経営の透明性を高めることを通じて、時々の状況下で最適な業務執行の実現を期しております。

三 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プラン）

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記一に記載した基本方針に沿って導入されたものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、当社株券等に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としています。

2. 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めています。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランにおいて定められた手続に従わない場合や、当社株券等の大量買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を充たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が原則として買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して新株予約権の無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当

社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規則に従い、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会において、その客観的な判断を経ることとしています。

なお、独立委員会の委員は、次のとおりです。

土屋恵一郎 明治大学長

小島 明 当社社外取締役

渡辺 裕泰 当社社外監査役

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしています。

本プランの有効期間は、平成26年6月25日開催の第44回定時株主総会の決議による、本プランに係る新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間と同じく、当定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、その有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに記載しております、平成26年5月12日付の当社ニュースリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご覧ください。

（アドレス http://www.japex.co.jp/newsrelease/pdfdocs/20140512_baisyu-j.pdf）

四 本プランに対する当社取締役会の判断及びその理由

1. 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案

を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

2. 本プランが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（①企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を充足しています。

② 株主意思を重視するものであること

本プランの導入に際しては、株主の皆様の意思を確認すべく、平成20年6月25日開催の第38回定時株主総会においてこれを付議し、承認可決され、その後、平成23年6月24日開催の第41回定時株主総会及び平成26年6月25日開催の第44回定時株主総会においてその更新を付議し、承認可決されております。

また、当社取締役会は、本プランに定める一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主総会において株主の皆様の意思を確認するとしています。

加えて、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

③ 独立性の高い社外取締役等の判断の重視と情報開示

本プランの発動に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外取締役等のみから構成される独立委員会により行われることとされています。

す。

また、その判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

④ 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑤ 第三者専門家の意見の取得

本プランは、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を受けることができるものとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客觀性がより強く担保される仕組みとなっています。

⑥ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

連結株主資本等変動計算書

〔自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日〕

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | その他の包括利益累計額 | | | | | 非支 株主持分 | 配 合 | 純資産 計 |
|--------------------------|---------|--------------|--------------|------|-------------|---------------------------------|-------------------------|-----------------|----------------------|----------------------------|------------|---------|----------|
| | 資本金 | 資 本 剩 余 金 | 利 益 剩 余 金 | 自己株式 | 株主資本 合 計 | その 他 有価証券 評 働 差 額 金 | 繰 延 ヘッジ 損 益 | 為替換 算調整 勘 | 退職給付 に係る調 整累計額 | その他の 包括利益 累計額 合 計 | | | |
| 当期首 残 高 | 14,288 | 157 | 345,674 | △ 10 | 360,109 | 50,554 | 3 | 10,087 | 253 | 60,899 | 74,308 | 495,317 | |
| 当期 变 動 額 | | | | | | | | | | | | | |
| 剩 余 金 の 配 当 | | | △ 1,714 | | △ 1,714 | | | | | | | | △ 1,714 |
| 親会社株主に帰属する 当期 純 利 益 | | | 3,443 | | 3,443 | | | | | | | | 3,443 |
| 非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動 | | 26 | | | 26 | | | | | | | | 26 |
| 持分法の適用範囲の変動 | | | 393 | | 393 | | | | | | | | 393 |
| 持 分 变 動 差 額 | | | △ 2,103 | | △ 2,103 | | | | | | | | △ 2,103 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額（純額） | | | | | | 19,277 | △ 229 | △ 2,786 | 201 | 16,463 | △ 1,216 | 15,247 | |
| 当期 变 動 額 合 计 | - | 26 | 19 | - | 45 | 19,277 | △ 229 | △ 2,786 | 201 | 16,463 | △ 1,216 | 15,292 | |
| 当 期 末 残 高 | 14,288 | 183 | 345,693 | △ 10 | 360,155 | 69,832 | △ 226 | 7,301 | 455 | 77,363 | 73,091 | 510,609 | |

(百万円未満は切捨表示)

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・主要な連結子会社の名称

23社

㈱地球科学総合研究所、Japex (U.S.) Corp.、日本海洋石油資源開発㈱、Japan Canada Oil Sands Limited、カナダオイルサンド㈱、白根瓦斯㈱、㈱ジャペックスエネルギー、㈱ジャペックスガラフ、JAPEX Montney Ltd.

なお、㈱ジャペックスフィリピン及び㈱ジャペックスブトンは清算結了したため、連結の範囲から除いております。ただし、清算日までの損益計算書について連結しております。

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称
- ・連結の範囲から除いた理由

セイキプラントサービス㈱、Japex Canada Limited
非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結子会社数

0社

② 持分法適用の関連会社数

14社

- ・主要な持分法適用の会社の名称 ㈱ユニバースガスアンドオイル、日本海洋掘削㈱、Energi Mega Pratama Inc.、Diamond Gas Netherlands B.V.、サハリン石油ガス開発㈱
なお、当連結会計年度より、重要性が増したことから、持分法を適用するに際し日本海洋掘削㈱の子会社及び関連会社を当該会社に含めて計算しております。

③ 持分法を適用していない非連結子会社（セイキプラントサービス㈱、Japex Canada Limited他）及び関連会社（大和探査技術㈱、福島ガス発電㈱他）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

④ 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

⑤ 持分法適用会社の投資差額につきましては、20年以内で均等償却することとしております。なお、金額に重要性がない場合には発生時に一時償却しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Japex (U.S.) Corp.、Japan Canada Oil Sands Limited、㈱ジャペックスガラフ、JAPEX Montney Ltd. 他5社の決算日は、12月31日であります。
連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。
ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

・有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

・デリバティブ

時価法

・たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品及び製品

主として先入先出法

原材料及び貯蔵品

主として移動平均法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

・有形固定資産（リース資産を除く）主として定率法を採用しておりますが、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、一部の国内連結子会社の平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、当社の仙台パイプラインと白石・郡山間ガスパイプライン及び北海道鉱業所管内の資産並びに国内連結子会社3社は、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社3社は主として生産高比例法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～60年

坑井 3年

機械装置及び運搬具 2～22年

（会計方針の変更）

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

一部の国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」

（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

- ・無形固定資産（リース資産を除く）定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

・リース資産

また、在外連結子会社1社は、主として生産高比例法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 繰延資産の処理方法

- ・株式交付費及び開発費

④ 重要な引当金の計上基準

- ・貸倒引当金

発生時に全額を費用処理しております。

・役員賞与引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

・役員退職慰労引当金

役員賞与の支給に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

・海外投資等損失引当金

連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

資源開発関係投融資の評価額の低下に対応して、投融資先各社の資産状態を検討のうえ、純資産基準により計上しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理方法

- ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤続期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

・小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

| | |
|------------------------|--|
| ⑥ 重要な収益及び費用の計上基準 | |
| ・完成工事高及び完成工事原価の計上基準 | 当連結会計年度末までの進捗部 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比分について成果の確実性が認め 例法） られる工事 |
| その他の工事 | 工事完成基準 |
| ⑦ 重要なヘッジ会計の方法 | 繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。 |
| ・ヘッジ会計の方法 | ヘッジ手段…為替予約、外貨預金 ヘッジ対象…買掛金、未払金 |
| ・ヘッジ手段とヘッジ対象 | 外貨建取引等の将来の為替変動リスクを回避する目的で、対象資産・負債及び予定取引数量の範囲内でヘッジを行っております。 |
| ・ヘッジ方針 | それぞれのヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件がほぼ同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動等を相殺することが出来ることを確認しております。 また、振当処理によっている為替予約等については、有効性の評価を省略しております。 |
| ・ヘッジ有効性評価の方法 | のれんの償却については、原則として5年間で均等償却することとしております。 |
| ⑧ のれんの償却方法及び償却期間 | |
| ⑨ その他連結計算書類作成のための重要な事項 | |
| ・消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 |
| (5) 表示方法の変更 | 前連結会計年度において、独立掲記しておりました「デリバティブ評価損」及び「株式交付費」は重要性の観点から、当連結会計年度より「営業外費用」の「その他」に含めて表示することとしました。 なお、前連結会計年度の「デリバティブ評価損」の金額は29百万円、「株式交付費」の金額は〇百万円であります。 |

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 関係会社の借入金に対して投資有価証券450百万円を担保に供しております。
上記の他、差し入れた銀行保証状発行の見返りとして発行銀行より現金及び預金58百万円が拘束されております。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額は330,776百万円あります。
- (3) 偶発債務

百万円

(i)金融機関等からの借入金に対する保証債務

| | |
|------------------|--------|
| インペックス北カスピ海石油㈱ | 11,045 |
| サハリン石油ガス開発㈱ | 5,144 |
| 従業員（住宅資金借入） | 215 |
| 熊本みらいエル・エヌ・ジー(㈱) | 64 |

(ii)生産設備に関する債務に対する保証

| | |
|-------------------------------|--------|
| Kangean Energy Indonesia Ltd. | 6,272 |
| 合 計 | 22,741 |

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式 | 57,154,776株 | — | — | 57,154,776株 |

- (2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

- ・平成28年6月24日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

配当金の総額 1,428百万円

1株当たり配当額 25円

基 準 日 平成28年3月31日

効 力 発 生 日 平成28年6月27日

- ・平成28年11月8日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額 285百万円

1株当たり配当額 5円

基 準 日 平成28年9月30日

効 力 発 生 日 平成28年12月13日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成29年6月28日開催の定時株主総会において次のとおり決議を予定しております。

配当金の総額 571百万円

配 当 の 原 資 利益剰余金

1株当たり配当額 10円

基 準 日 平成29年3月31日

効 力 発 生 日 平成29年6月29日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については流動性の確保に留意し、リスクの抑制を図りながら運用する方針であり、必要資金については手許資金及び銀行借入により調達する方針であります。

受取手形及び売掛金、並びに貸付金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理規程等に従い、取引先の信用状況等を適時把握することにより回収懸念リスクの軽減に努めております。

有価証券及び投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されているものについては、社内規程等に従い時価評価結果が定期的に役員に報告されております。

支払手形及び買掛金並びに未払金の一部は、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約等を利用してヘッジしております。借入金の一部は、金利及び為替の変動リスクに晒されておりますが、調達した資金を変動金利及び同一通貨で関連会社に貸付けることによりリスクを低減しております。

海外事業投資に備え外貨を調達する際に為替の変動リスクに晒されることになりますが、先物為替予約等を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引については、上述の先物為替予約等を行っておりますが、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

| | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|------------------|---------------------|-------------|-------------|
| (1) 現金及び預金 | 109,488 | 109,488 | 0 |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 28,283 | 28,283 | — |
| (3) 短期貸付金 | 4,348 | 4,348 | — |
| (4) 有価証券及び投資有価証券 | 130,936 | 134,996 | 4,059 |
| (5) 長期貸付金 | 11,672 | 11,672 | — |
| 資産計 | 284,728 | 288,789 | 4,060 |
| (1) 支払手形及び買掛金 | 13,634 | 13,634 | — |
| (2) 長期借入金 | 141,903 | 141,918 | △14 |
| 負債計 | 155,537 | 155,552 | △14 |
| デリバティブ取引（＊） | (0) | (0) | — |

（＊）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預資金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 受取手形及び売掛金、(3) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所等の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入れにおいて想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 連結貸借対照表計上額（百万円） |
|-------|-----------------|
| 非上場株式 | 18,603 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

7,655円26銭

(2) 1株当たり当期純利益金額

60円24銭

6. その他の注記

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

株主資本等変動計算書

〔自 平成28年4月1日〕
〔至 平成29年3月31日〕

(単位：百万円)

| 資本金 | 株 主 資 本 | | | | | | | | 自己株式 合計 | 株主資本 合計 | | |
|---------------------|-----------|-------|---------|---------|------|-----|--------|---------|------------|------------|--|--|
| | 利 益 剰 余 金 | | | | | | | | | | | |
| | その他の利益 | 利 潟 | 利 潟 | 利 潟 | 利 潟 | 利 潟 | 利 潟 | 利 潟 | | | | |
| 当期首残高 | 14,288 | 3,572 | 5,225 | 22,694 | 432 | 211 | 47,246 | 171,600 | 49,463 | 300,445 | | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | △ 10 | | |
| 海外投資等損失準備金の取崩 | | | △ 437 | | | | | | 437 | — | | |
| 探鉱準備金の積立 | | | | 2,900 | | | | | △ 2,900 | — | | |
| 探鉱準備金の取崩 | | | △ 6,215 | | | | | | 6,215 | — | | |
| 特別償却準備金の取崩 | | | | | △ 71 | | | | 71 | — | | |
| 固定資産圧縮積立金の積立 | | | | | | 511 | | | △ 511 | — | | |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | | | | | △ 9 | | | 9 | — | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | | △ 1,714 | △ 1,714 | | |
| 当期純利益 | | | | | | | | | 15,063 | 15,063 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | △ 437 | △ 3,315 | △ 71 | 502 | — | — | 16,672 | 13,349 | | |
| 当期末残高 | 14,288 | 3,572 | 4,787 | 19,379 | 360 | 713 | 47,246 | 171,600 | 66,135 | 313,794 | | |
| | | | | | | | | | △ 10 | 328,072 | | |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|---------------------|----------|--------|------------|---------|
| | その他の有価証券 | 継延ヘッジ益 | 評価・換算差額等合計 | |
| | 評価差額金 | | | |
| 当期首残高 | 50,567 | △ 1 | 50,565 | 365,288 |
| 当期変動額 | | | | |
| 海外投資等損失準備金の取崩 | | | | — |
| 探鉱準備金の積立 | | | | — |
| 探鉱準備金の取崩 | | | | — |
| 特別償却準備金の取崩 | | | | — |
| 固定資産圧縮積立金の積立 | | | | — |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | | | — |
| 剰余金の配当 | | | △ 1,714 | |
| 当期純利益 | | | 15,063 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 19,302 | 1 | 19,303 | 19,303 |
| 当期変動額合計 | 19,302 | 1 | 19,303 | 32,653 |
| 当期末残高 | 69,869 | — | 69,869 | 397,941 |

(百万円未満は切捨表示)

個別注記表

1. 重要な会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

・その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び製品

先入先出法

・原材料及び貯蔵品

移動平均法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

仙台パイプライン、白石・郡山間ガスパイプライン、北海道鉱業所管内の資産及び平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法、その他の資産については、定率法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～50年

構築物 2～60年

坑井 3年

機械及び装置 2～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能年数（5年）に基づく定額法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

・開発費

発生時に全額を費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

| | | |
|-----|--|--|
| | | 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 |
| | | 過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 |
| | | 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 |
| ④ | 海外投資等損失引当金 | 資源開発関係投融資の評価額の低下に対応して、投融資先各社の資産状態を検討のうえ、純資産基準により計上しております。 |
| ⑤ | 関係会社事業損失引当金 | 関係会社の整理等に係る損失に備えるため、各社の財政状態の実情を個別に勘案し、損失発生見込額を計上しております。 |
| (5) | 収益及び費用の計上基準 | |
| | ・ 完成工事高及び完成工事原価の計上基準 | |
| | 当事業年度末までの進捗部分 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例について成果の確実性が認め 法） | |
| | られる工事 | |
| | その他の工事 | 工事完成基準 |
| (6) | ヘッジ会計の方法 | |
| ① | ヘッジ会計の方法 | 繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。 |
| ② | ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段…為替予約、外貨預金 ヘッジ対象…買掛金 |
| ③ | ヘッジ方針 | 外貨建取引等の将来の為替変動リスクを回避する目的で、対象資産・負債及び予定取引数量の範囲内でヘッジを行っております。 |
| ④ | ヘッジ有効性評価の方法 | それぞれのヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件がほぼ同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動等を相殺することが出来ることを確認しております。また、振当処理によっている為替予約等については、有効性の評価を省略しております。 |
| (7) | その他計算書類作成のための基本となる重要な事項 | |
| | 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。 |

(8) 表示方法の変更

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「休止設備関連費用」及び「休鉱山管理費」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

なお、前事業年度の「休止設備関連費用」の金額は2百万円、「休鉱山管理費」の金額は106百万円であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社の借入金に対して関係会社株式450百万円を担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額は266,394百万円であります。

(3) 偶発債務

百万円

(i) 金融機関等からの借入金に対する保証債務

| | | |
|--------------------------------|----|--------|
| Japan Canada Oil Sands Limited | *1 | 31,833 |
| JAPEX Montney Ltd. | *2 | 29,842 |
| インペックス北カスピ海石油(㈱) | | 11,045 |
| サハリン石油ガス開発(㈱) | | 5,144 |
| 従業員（住宅資金借入） | | 215 |
| 熊本みらいエル・エヌ・ジー(㈱) | | 64 |

(ii) 生産設備に関する債務に対する保証

| | |
|-------------------------------|-------|
| Kangean Energy Indonesia Ltd. | 6,272 |
|-------------------------------|-------|

(iii) パイプライン建設に係る完工保証

| | | |
|--------------------------------|----|---------|
| JAPEX Montney Ltd. | *3 | 10,471 |
| Japan Canada Oil Sands Limited | | 8,625 |
| 合 計 | | 103,513 |

*1 内451百万円については、他社より再保証を受けております。

*2 内5,425百万円については、他社より再保証を受けております。

*3 内1,903百万円については、他社より再保証を受けております。

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

百万円

| | |
|--------|-------|
| 短期金銭債権 | 2,504 |
| 長期金銭債権 | 184 |
| 短期金銭債務 | 5,803 |
| 長期金銭債務 | — |

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

百万円

| | |
|-----------------|--------|
| 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 12,275 |
| 仕入高 | 74,723 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 6,363 |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 2,139株 | 一株 | 一株 | 2,139株 |

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

百万円

繰延税金資産

| | |
|----------------------|----------|
| 海外投資等損失引当金 | 2,285 |
| 退職給付引当金 | 896 |
| 固定資産減価償却費 | 7,826 |
| 投資有価証券評価損及び関係会社株式評価損 | 2,038 |
| 資産除去債務 | 3,346 |
| 固定資産減損損失 | 1,566 |
| その他 | 3,350 |
| 繰延税金資産小計 | 21,310 |
| 評価性引当額 | △ 8,583 |
| 繰延税金資産合計 | 12,726 |
| 繰延税金負債 | |
| 探鉱準備金 | △ 7,331 |
| 海外投資等損失準備金 | △ 1,863 |
| 固定資産圧縮積立金 | △ 279 |
| 特別償却準備金 | △ 140 |
| 株式みなし譲渡損失 | △ 2,054 |
| 前払年金費用 | △ 233 |
| その他有価証券評価差額金 | △ 26,745 |
| その他 | △ 134 |
| 繰延税金負債合計 | △ 38,783 |
| 繰延税金負債の純額 | △ 26,056 |

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 (百万円) | 事業の内容 | 議決権等 の所 有 (被所有) 割合 (%) | 関連当事者 との関係 割合 (%) | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|------|------------------------------------|-----------|-------------------|--|------------------------------------|-------------------------|-------------------|------------------|-----------|---------------|
| 子会社 | カナダオイルサンド㈱ | 東京都千代田区 | 34,863 | Japan Canada Oil Sands Limitedを通じたオイルサンドの探鉱開発、生産 | (所有)直接 93.60 | 役員の兼任 資金の貸付 | 増資の引受け(注2) | 25,906 | — | — |
| | | | | | | | 資金の貸付け金の回収(注3(1)) | 13,460 13,460 | — | — |
| 子会社 | 日本海洋石油資源開発㈱ | 東京都千代田区 | 5,963 | 石油資源の探鉱開発、生産 | (所有)直接 70.61 | 役員の兼任 | 資金の預り(注3(2)) | — | 関係会社預り金 | 14,531 |
| 子会社 | Japan Canada Oil Sands Limited | カナダアルバータ州 | 千米ドル713,450 | オイルサンドの探鉱開発、生産 | (所有)間接 100.00 | 役員の兼任 | 債務保証(注3(3)) | 40,458 | — | — |
| 子会社 | JAPEX Montney Ltd. | カナダアルバータ州 | 千カナダドル918,583 | シェールガスの探鉱開発、生産 | (所有)直接 45.00 | 役員の兼任 | 債務保証(注3(4)) | 40,313 | — | — |
| 子会社 | (㈱)ジャペックスガラフ | 東京都千代田区 | 20,930 | 石油資源の探鉱開発、生産 | (所有)直接 55.00 | 役員の兼任 | 原油の購入(注3(5)) | 25,242 | — | — |
| 関連会社 | サハリン石油ガス開発㈱ | 東京都港区 | 22,592 | 石油資源の探鉱開発、生産 | (所有)直接 15.29 | 役員の兼任 | 原油の購入(注3(6)) | 40,391 | 買掛金 | 4,334 |
| | | | | | | | 債務保証(注3(7)) | 5,144 | — | — |
| 関連会社 | Kangean Energy Indonesia Ltd.(注1) | 米国デラウェア州 | 千米ドル10 | 石油資源の探鉱開発、生産 | — [100.00] | 役員の兼任 資金の貸付 | 貸付金の回収(注3(8)) | 314 | 関係会社短期貸付金 | 2,593 |
| | | | | | | | 債務保証(注3(9)) | | 関係会社長期貸付金 | 6,667 |
| | | | | | | | 貸付金の回収(注3(8)) | 6,272 | — | — |
| 関連会社 | EMP Exploration (Kangean) Ltd.(注1) | 英國ロンドン | 英ポンド100 | 石油資源の探鉱開発、生産 | — [100.00] | 役員の兼任 資金の貸付 | 関係会社短期貸付金 | 209 | 関係会社長期貸付金 | 1,728 |
| | | | | | | | 関係会社長期貸付金 | | 関係会社長期貸付金 | 4,444 |

- (注) 1. Kangean Energy Indonesia Ltd. 及びEMP Exploration (Kangean) Ltd. は、持分は100分の20未満であるが、実質的な影響力を持っているため、関連会社としたものであります。なお、議決権の所有割合の [] 内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数となっております。
2. カナダオイルサンド㈱が行った新株の発行を当社が1株につき1,000円で引き受けたものであります。
3. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (1) カナダオイルサンド㈱に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 - (2) 当社グループは、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入しており、資金の移動が継続的に行われていることから、取引金額の記載は行っておりません。利息の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

- (3) Japan Canada Oil Sands Limitedに対する債務保証については、開発事業費に係る債務及びパイプライン建設に係る完工に対して保証を行っており、保証料率はプロジェクトの計画を考慮し、合理的に決定しております。なお、取引金額は期末現在の保証残高であります。
- (4) JAPEX Montney Ltd.に対する債務保証については、開発事業費に係る債務及びパイプライン建設に係る完工に対して保証を行っており、保証料率はプロジェクトの計画を考慮し、合理的に決定しております。なお、取引金額は期末現在の保証残高であります。
- (5) 僚ジャペックスガラフからの原油の購入については、市場価格を勘査して価格を決定しております。
- (6) サハリン石油ガス開発㈱からの原油の購入については、市場価格を勘査して価格を決定しております。
- (7) サハリン石油ガス開発㈱に対する債務保証については、開発事業費に係る債務に対して保証を行っており、保証料率はプロジェクトの計画を考慮し、合理的に決定しております。なお、取引金額は期末現在の保証残高であります。
- (8) Kangean Energy Indonesia Ltd. 及びEMP Exploration (Kangean) Ltd. に対する資金の貸付については、市場金利を勘査して利率を合理的に決定しております。
- (9) Kangean Energy Indonesia Ltd.に対する債務保証については、同社の生産設備に関連する債務に対して保証を行っており、保証料率はプロジェクトの計画を考慮し、合理的に決定しております。なお、取引金額は期末現在の保証残高であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 6,962円79銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 263円57銭 |

8. その他の注記

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。